

別表

※令和元年12月以後の月分として徴収する使用料について適用

区分	処理区域				未処理区域			
	基本料金(1月につき)		超過料金(1月につき)		基本料金(1月につき)		超過料金(1月につき)	
	汚水の量	料金	汚水の量	料金 (1立方メートルまでごとに)	汚水の量	料金	汚水の量	料金 (1立方メートルまでごとに)
一般汚水	10立方メートルまで	1,507円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	150円70銭	10立方メートルまで	143円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	14円30銭
			20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	162円80銭			20立方メートルを超え100立方メートルまでの分	22円
			30立方メートルを超え100立方メートルまでの分	172円70銭			100立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	29円70銭
			100立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	192円50銭			1,000立方メートルを超える分	39円60銭
			1,000立方メートルを超える分	211円20銭				
公衆浴場から排除される汚水	300立方メートルまで	3,520円	300立方メートルを超える分	12円10銭	300立方メートルまで	1,320円	300立方メートルを超える分	4円40銭

備考 一般汚水とは、入浴料金が物価統制令(昭和21年勅令第118号)に基づく統制額によつている公衆浴場(公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和56年法律第68号)の趣旨を踏まえ必要な措置を講ずる必要がある公衆浴場として市長が別に定める施設の面積等の基準を満たす公衆浴場であつて管理規程で定めるものに限る。)から排除される汚水を除く汚水をいう。